

日本語の使役構文における意味と構文の関わり —韓国語の使役構文との対照を通して—

全 相律

要旨

This paper aims to explain differences in the interpretations of causative constructions in Japanese through an examination of their syntactic contexts and a comparison with Korean causative constructions. It was pointed out that there are certain “co-occurring patterns” in Japanese causatives as opposed to “replacing patterns” in Korean causatives. That is, in Japanese, co-occurring auxiliary verbs play an important role to distinguish the meaning of causative constructions such as instruction (or true causative) and permission, whereas in Korean, replacing the adverbial connective ending *-ge* with *-dolog* plays such a role.

By adopting these perspectives, we obtained new typological insights into the relationship between causative constructions and their interpretations.

キーワード : 使役構文, 指示, 許可, 意味の希薄化, 再分析

1. はじめに

一般的に、日韓両言語の使役構文は同一の構文形式で多様な意味・用法としての解釈が可能であることが指摘されている (Comrie 1981[1989], Song 2005b など)。

例えば、次のような構文がそれに該当する。

(1) 太郎が花子を走らせた。

(2) 타로가 하나코를 달리게 했다.

Taro-ga Hanako-reul dali-ge ha-essta

太郎-が 花子-を 走る-使役-過去

‘太郎が花子を走らせた。’

使役構文に関する従来の研究では、(1) と (2) のような使役構文について意志を持つ有情の使役主と有情の被使役主 (=動作主) との関わり方によって次の (1a~c) と (2a~c) のような多様な意味・用法が派生されると指摘している (佐藤 1984, 権 1994 など)。

(1-a) 太郎がむりやりに花子を走るように仕向けた。〈指示〉

(2-a) 타로가 강제로 하나코를 달리게 만들었다.

Taro-ga gangjiero Hanako-reul dali-ge mandeur-cossta.

太郎が 強制的に 花子-を 走る-使役 [強制] -過去

‘太郎がむりやりに花子を走るように仕向けた。’

(1-b) 花子が走りたいというので、太郎がそう許可した。〈許可〉

(2-b) 하나코가 달리고 싶다고 해서 타로가 그러도록 허락했다.

Hanako-ga daligo sipda-go ha-eseo Taro-ga geuleo-dolog heolagha-essta

花子-が 走りたい-と言う-理由 太郎-が そう-よう 許諾する-過去

‘花子が走りたいというので、太郎がそう許可した。’

(1-c) 走っている花子を太郎がそのまま走るように放任した。〈放任〉

(2-c) 달리고 있는 하나코를 타로가 그대로 달리도록 놔두었다.

dalli-go issneun Hanako-reul Taro-ga geudaelo dalli-dolog nwadu-cossta

走る-アスペクト 花子-を 太郎-が そのまま 走る-よう 置いておく-過去

‘走っている花子を太郎がそのまま走るように放任した。’

このように、日韓両言語の使役構文は同一の構文構造で多様な意味解釈が可能であり、このことは、日本語の「-(s)ase-」や韓国語の「-게 하(ge ha)-」が他言語の使役構文に用いられる形式（例えば、英語の make, let などの使役動詞）に比べ、その「意味の希薄化 (bleaching)」が進んでいることを意味する（全 2012）。

そこで本稿では、上記の (1) と (2) の日韓両言語の使役構文がどのような方法でその「意味の希薄化」を回避するかを、隣接する構文形式との関わり方を中心に考察してみる。

2. 使役構文の種類と本稿の対象

通言語的観点から見ると、一般的に使役的事態 (causative situation) を表す形式は非使役的事態を表す形式より複雑 (marked) であり、一つの言語内でもいくつかの種類があるのが一般的である (Comrie 1981 [1989], Song 1996, Shibatani 2002 など)。

このような形式的側面に注目して、Comrie (1981[1989]) は使役構文を語彙的使役 (lexical causatives)、形態的使役 (morphological causatives)、分析的使役 (analytic causatives) に分類した。一方、Song (1996) では 408 言語を分析し、使役構文を COMPACT タイプ、PURP タイプ、AND タイプに分類している。また、Shibatani (1976) は生産性という側面に注目して、使役構文を語彙的使役と生産的使役とに二分類している¹⁾。

また、佐藤 (1984, 1990) では、使役構文の主語の位置に、有情物 (+animate) がくる場合と、無情物 (-animate) がくる場合という構文的側面に注目し、後者を「因果関

係の使役構文」と名づけ、前者の使役構文と区別している。このような、使役構文における使役主の有情性 (animacy) という特徴は、日本語の使役構文の種類における最も一般的な基準点として用いられてきた (早津 2004, 権 1994 など)。中でも、使役構文における主な関与者である使役主と被使役主の有情性 (+animate) は、日本語の使役構文における最も典型 (prototype) 的なパターンであり、このような有情性から生まれる両関与者の意志性の度合いこそが本稿の目的である使役構文の意味 (指示と許可など) と深く関わることになる。

本稿では、紙幅の関係から日韓両言語におけるすべての使役形式を取り上げることはできないため、先行研究における形態的、構文的な類型を参照に、その研究対象を日本語の「-(s)ase-」と韓国語の「-게 하 (ge ha)-」からなる使役構文が有情性 (+animate) を有する使役主や被使役主²によって構成される場合に限定し、議論を進めることにする。

3. 使役構文の意味と構文

3.1 先行研究および研究方法

Comrie (1981 [1989]: p171) では使役構文における指示や許可などの意味の区別について次のように述べている。

In English, these two types are kept apart by the use of different main verb in the usual analytic constructions, as in *I made the vase fall* (true causative) versus *I let the vase fall* (permissive). In many languages, however, especially in languages with a morphological causative, the same construction ranges over both true causative and permissive senses.

また、日本語のような形態的使役構文を用いる言語においては、格標示 (case marking) の区別がこのような意味の区別に深く関与していると論じている³ (Comrie 1981[1989]: p182)。

- (3) a. Taroo ga Ziroo o ik-ase-ta.
‘Taroo made Ziroo go’
b. Taroo ga Ziroo ni ik-ase-ta.
‘Taroo got Ziroo to go’

しかし、山田 (2001b) でも述べられているように、日本語の使役構文においての使役主と被使役主という関与者は、多くの場合、構文の中から省略されることが多く、このような現象は、会話というコミュニケーションの場において、より顕著でかつ特徴的な

現象として現れることになる⁴。また、「太郎が次郎を学校へ行かせた」のヲ使役に比べ、「太郎が次郎に学校へ行かせた」のニ使役のほうが文の成立においてより具体的な文脈の支えを必要とすることを考えても、このような格標示による意味の区別が実際の言語表現においてどれほどの有効性を持つ手段であるかについては検討の余地が残る。

そこで、本稿では、使役構文における従来の研究ではあまり言及されていない「隣接する構文形式との関わり」という構文的特徴を用いることで、Comrie (1981 [1989]) など、従来の言語類型論的な観点の限界とも言える、使役構文における意味の区別をより実質的にかつ精密的に論じることとする。

3.2 日本語の使役構文における意味と構文

日本語の使役構文における従来の研究ではそのデータ資料が、作例または小説などの《地の文》に限定されてきた。そのため、次のような《会話文》における特殊な意味・用法についてはあまり言及されていない。

- (4) 「そんなデパートの催し物会場で店の味が出せるかって言うんだよ。帰ってくれ
「設備が十分に調わないんじゃないかってご心配されるのもわかります。ですから、話し合いの時間は何度でも持たせていただきますから」
「オレ、ここのラーメン、ほんとうにうまいと思いました。お願いします！ この書類だけでも目を通してみてください」 (元⁵、p92)

(4) での話し手は、聞き手に「話し合いの時間を持つ」ということの許可や許容を求めるのではなく、自ら、「話し合いの時間を持つ」ということに対する「意志」をまるで聞き手の希望あるいは意志によって出された事態のように表現するために（一種の<待遇表現>として）、使役構文を用いていると考えられる。

このように、実際の話し合いの場面では、従来の使役構文における意味・用法の分析だけでは、おさめきれない機能的用法が存在すると思われる。

そこで、本節では、映画やドラマなどを小説化したノベライズ (novelize) 資料の《会話文》を対象に考察を行う。

3.2.1 指示

まず、使役主の働きかけが極めて強く、相対的に被使役主の意志性が殆ど感じられない場合の意味・用法である<指示>について考えてみる。

- (5) 「(前略) 奴が出て行ったあと、三十前後の男が追いかけてったけど、どこにでもいそうなサラリーマン風の男だし、そいつがどうしたかなんて、こっちが知りた

いくらいさ。おれが友だちに襲わせたかどうか……合図か目配せでもしたか、そいつの証言がありゃ、はっきりしたのによ」

「君が友だちに襲わせた？ 誰がそんなことを言った？」 (歌、p73)

(6) 帰り際、本田警部は若い警官に言った。

「犯人の子供が手にケガをしているか調べろ！ それと念のため、現場の血を急いで詳しく調べさせろ」 (生、p105)

(5) と (6) はいずれも、使役主が被使役主に意図性をもって働きかけ、その働きかけを受けた被使役主が当該の行為を遂行することで使役事態が成り立つ<指示>の意味・用法である。本稿ではこのようなく指示>の意味・用法を日本語の使役構文における最も典型的かつ無標の意味・用法として扱うことにする。また、この場合の働きかけは具体的な姿をもって表されるのではなく、「-(s)ase-」という言語的な形式によって抽象的に表されるのが一般的である⁶。例えば (5) の場合、被使役行為 (caused event) が「襲う」という具体的な行動として表されているのに対して、使役主による使役行為 (causing event) は「-(s)ase-」に抽象化されており、その指示が言語 (音声または文字) によるものなのか、あるいは非言語 (目配せ、ジェスチャーなど) によるものなのかは具体的に表現されていない。

なお、<指示>の意味・用法の場合は、「補助動詞」のような隣接する構文形式と共起する例は見当たらなかった。それは、日本語の使役構文に用いられる「-(s)ase-」という接辞の典型的または無標の意味が本節でいう<指示>であることと一貫する現象であると判断できよう。そもそも、人 (+animate) が人 (+animate) に働きかけ、ある行為を遂行させるという事態は、原因に当たる人 (使役主) の意志を媒介に引き起こされるのが一般的であり、このような人間世界における事態発生が言語的表現にもそのまま反映しているのだろう。

次からは、上記で述べた<指示>とは、使役主の働きかけや被使役主の意志性において異なる性質を持つ<誘導><許可><許容>の意味・用法について考えてみる。

3.2.2 誘導

<誘導>とは、使役主の意図性は含意されているものの、その意図性が<指示>のような強制的な働きかけではなく、勧誘または誘導のような誘いに近い働きかけによって成り立つ意味・用法のことを指す。

(7) 「ばあちゃんの体調、よくないんだよ」 (と東次が言った)

「それだったら、介護してくれる病院に入院させたらいいんだよ。なのに、自分で面倒するって言い張って」

「ばあちゃん入院させたら、じいちゃん誰が面倒見るんだよ」

「じいちゃん、メシひとつ作ったことないからな」(と裕二) (元、p27)

- (8) 「社員はあのととき食べられなかったんで、一度、おやじさんのラーメンを食べさせてあげたいなって」

「それに東次もこの新作ラーメン、食べてないって言ってたんで。それでふたりで」(菜央は付け加えた) (元、p135)

(7) と (8) では、いずれも使役主の勧誘または誘導のような働きかけによって使役事態が成立している。なお、その使役事態の結果生じる利益も被使役主にそれぞれ与えられている (<指示>の場合は、使役事態の結果生じる利益は「使役主」が得ることが一般的である)。

また、<誘導>の意味・用法の場合は、(7) のように補助動詞と共起しない場合と、(8) のように「～てあげる(やる)」のような補助動詞と共起する場合は共に観察される。これは、<誘導>の意味・用法が前節で述べた<指示>における「使役主向け利益」という典型的なパターンから、「被使役主向け利益」という「利益の授受」においての変化を表現する(具体化する)ための一つの構文的手段であると判断することができよう。

このような「～てあげる(やる)」との共起関係は、次の(9)の例では、聞き手が使役事態の成立起源をどこ(使役主または被使役主)に置くかによって、<誘導>としても、または、次で述べる<許可>の意味・用法としても、解釈することを可能にする。

- (9) 「オレは、家族を大切にしろって言っただけだ。そのどこが悪い？」

「悪いんだよ」(と東次)

「そうだよ。親父が悪いの」(裕二も賛成する)

「ばあちゃんの看病ぐらい、気持ちよく行かせてやったらいいのに」(元、p189)

3.2.3 許可

<許可>とは、使役事態の成立起源が使役主ではなく、被使役主にある場合の意味・用法で、この場合の意味・用法は、被使役主の意志性が極めて強くなり、相対的に使役主による働きかけ(意図性)がほとんど感じられなくなる。

- (10) 「あいつ、友達とブーケットに行きたいって言うんだ」

「行かせてやればいいじゃないか」 (GO、p30)

- (11) 「お父さんに会わせてくれないか」

「そうだよ、まだ会ったことないもんね」 (指、p65)

- (12) 「この人と躍らせてください。お願いします」 (元、p319)

- (13) 「ねえ、今夜はここで寝かせてもらっていいかしら？」 (恋、p174)
- (14) 「どうするも、こうするも。親父、なにがあったんだよ？」
「知るか。お暇をとらせてほしいって、そう言うと、さっさと出ていきやがったんだよ。なにが気に入らないのか、まったく」 (元、p189)

また、以上 (10) ～ (14) の例からも分かるように、<許可>の意味・用法の場合は、今までの<指示>と<誘導>の意味・用法とは違って、「～てあげる (やる)」「～てくれる (くださる)」「～てもらおう (いただく)」「～てほしい」のような多様な補助動詞と共起する例が多く観察される⁹⁾。このような補助動詞との共起現象は、「使役主から被使役主への意図的な働きかけ」という典型的な使役構文の意味が、使役構文において、第二の関与者である被使役主からの要請による事態成立といった意味の変化を、具体化するための一つの重要な構文的手段 (形式) として捉えることができる。

3.2.4 許容

最後に、前節で述べた<許可>の意味・用法と同様に、被使役主の意志に使役事態の起源があるという点では共通するものの、被使役主からの要請に対する使役主の事態成立への働きかけが殆ど感じられない場合の意味・用法について考察する。

- (15) 「そんなにイヤか？ 一浪して予備校まで行かせてもらってるくせに、親の仕事そんなに手伝いたくないのか？」 (元、p27)
- (16) 「今のとこ、これ以上いても広告の仕事させてもらえないだろうし、それならいっそ辞めて、違う会社に再就職したほうがいいんじゃないかって」 (元、p294)
- (17) 「教師として言わせていただければ、常習的な万引きという行為は…」 (恋、p286)

(15) ～ (17) において、使役主は被使役主からの使役行為の要請に対して、その行為を積極的にコントロールする存在ではない。例えば、(17) では何らかの使役主たる存在 (おそらく「学生たち」) は含意されているものの、その人物を特定することは難しい。つまり、<許容>の意味・用法における使役主は、被使役主からの要請に対して、積極的にその実現に関わる存在ではなく、被使役主からの要請という行為をそのまま傍観する傍観者として働く存在にすぎない。

しかし、本節でいう<許容>の意味・用法は、実際のところ、前節で述べた<許可>の意味・用法とそれほど明確に区別がつくような意味・用法ではなく、むしろ<許可>の意味・用法と連続的なものであり、ある意味ではその下位分類に相当するような意味・用法であるかもしれない。それにも関わらず、本節を通じて、日本語の使役構文の意味・

用法として<許可>と<許容>を区別するにはそれなりの理由がある。まず、両者にはそれらの意味を具体化するために用いられる補助動詞において違いが見られる。3.2.3でも述べたように<許可>の意味・用法の場合は、「～てあげる」「～てくれる」などの多様な補助動詞と共起するのに対して、<許容>の意味・用法の場合は、「～てもらう」または「～ていただく」の二つの補助動詞としか共起しない。これらの補助動詞は一見、授受という一つの意味カテゴリーの中に収められるように見えるが、それらが造り出す構文構造には異なる点がある。「～てあげる」「～てくれる」の場合はその授受行為を遂行する(=与える側の)人物が主格(=主語)として現れるのに対して、「～てもらう」「～ていただく」の場合はその授受行為を被る(=受け取る側の)人物が主格(=主語)として現れる。このような構文的な違いはそれぞれの授受動詞が使役構文と共起した場合の「-(s)ase- + 補助動詞」という形式の機能的拡張に大きな影響を及ぼすことになり、次の(18)～(21)のようなく待遇表現>にまで拡張していく。

- (18) (議論などで自分の意見を述べるときに)
まず、結論から言わせてもらいますと、……
- (19) (営業時間のアナウンスで)
〇〇時をもちまして、営業を終了させていただきます。
- (20) (番組に出演したゲストの出演した映画に対して)
この間、〇〇さんの映画観させてもらったんですけど、……
- (21) (電車のプラットホームのアナウンスで)
ドアを閉めさせていただきます。ご注意ください。

本稿では紙面の都合上、<待遇表現>への拡張過程については省略するが、<待遇表現(～させていただきます)>のような日本語の使役構文における新たな意味・用法の登場は、日本語の使役構文と補助動詞との共起関係が日本語の使役構文の意味の区別に重要な役割を果たしているという事実の重要な根拠になることは確かである。

3.2.5 日本語の使役構文における再分析

以上、本章では、日本語の使役構文を、使役主の「働きかけの度合い」、「被使役主の意志性」、「使役事態による利益の授受」という観点から分類し、それらの意味における「補助動詞との共起関係」を《会話文》の言語資料を通して考察してみた。

以下、用例分析を通して得られた「補助動詞との共起関係」の割合とその具体的な共起関係を表したのが次の[表1]である。

[表 1] 使役構文の意味と補助動詞との共起関係

意味・用法	用例数	補助動詞との共起	割合	共起する補助動詞
<指示>	35	0	0%	・
<誘導>	21	10	48%	「～てやる」 「～てあげる」
<許可>	63	61	97%	「～てやる」 「～てあげる」 「～てくれる」 「～てくださる」 「～てほしい」 「～てもらおう」 「～ていただく」
<許容>	26	26	100%	「～てもらおう」 「～ていただく」

Langacker (1977: p182) は統語論的变化について論じながら、「表現上の形式が直接変化せずに起こる、表現構造の変化」として再分析 (reanalysis) を取り上げている。言い換えれば、これは言語使用者が言語形式の構造を認識する場合の変化であり、外見上 (形式上) の変化ではないことを意味する。また、Traugott (1980: p49) はそのような現象を言語形式の構造的な境界を新たに設定することであると説明している。

中でも、最も分かりやすく、よく文法化に見られる再分析の一つとして、融合 (fusion) を挙げることができる (Hopper & Traugott 1993: p41)。

- (22) cild-had ‘condition of a child’ > childhood
 freo-dom ‘realm of a freedom’ > freedom
 man-lic ‘body/likeness of a man’ > manly

上記の (22) の *-hood*, *-dom*, *-ly* などは元々完全な名詞から出発し、構造上の境界が再分析されることで、[cild] [had] が [childhood] に変わったものである。また、このような融合は語の複合 (compounding) だけでなく、未来マーカの [[be going] [to V]] が [[be going to V]] に再分析されることから分かるように、文法範疇においてもしばしば起こる現象である。

そこで、本稿では「補助動詞との共起」という構文構造を、再分析（＝融合）の一種として捉え、「意味の希薄化」が進んでいる日本語の「-(s)ase-」使役構文の意味をより精密に区別する統語的手段であると判断する。

また、言語活動が話し手（或は、書き手）の発話（utterance）とその発話を解釈する聞き手（或は、読み手）によって構成されるコミュニケーションの道具であることを考えれば、話し手は自分の考えを聞き手にうまく（誤解なく）伝えるために、特定の構文（specific construction）を使い、聞き手の方も、話し手の発話をより正確に理解する（処理する）ために、特定の構文（specific construction）を期待するに違いないだろう。

3.3 韓国語の使役構文における意味と構文

引き続き、本節では、韓国語の使役構文における意味と構文との相関関係について考察してみる。

韓国語の使役構文には、「-이(i)-, -히(hi)-, -리(li)-, -기(ge)-, -우(u)-, -구(gu)-, -추(chu)-, -시키(shiki)-」など接辞による形態的な使役形式に加え、「-게 하(ge ha)-」といった分析的使役と形態的な使役の中間的類型（intermediate type）とみなされる形式¹⁰が存在する（남기심・고영근 1985 [1993]、김성주 2003 など）。また「-게 하(ge ha)-」は、意図（purpose）や目的（goal）を表す副詞節連結語尾「-게(ge)」に、軽動詞の「하(ha)-」が後続した形式を持つ。このような「-게 하(ge ha)-」の使役構文は他の接辞による形態的な使役に比べ、その生産性が非常に高く、意味の面においても、＜指示＞や＜許可＞など、多様な意味・用法として解釈することができるため（＝「意味の希薄化（bleaching）」）、従来から日本語の「-(s)ase-」使役構文との対照研究が活発に行われてきた使役構文である。

一方、韓国語には、このような「-게 하(ge ha)-」の使役構文のほかに、「-도록 하(dolog ha)-」のような、目的（goal）や程度（degree）を表す副詞節連結語尾「-도록(dolog)」に、軽動詞の「하(ha)-」が後続された構造をもつ形式も存在し、従来からそれぞれの形式における類似性や相違性を探る研究が数多くなされている¹¹。

中でも、このような「-게 하(ge ha)-」と「-도록 하(dolog ha)-」の両形式における意味的な相違点として「使役主の被使役主に対する働きかけの相違」は、多くの先行研究でも指摘されている（김혜성 1993、서정수 1988 など）。

- | | | |
|---------------|------------------|--------------------|
| (23) 선생님이 | 학생들을 | 놀게 하였다. |
| Seonsaennim-i | hagsaengdeul-eul | nol-ge ha-yeossta. |
| 先生-が | 学生たち-を | 遊ぶ-使役-過去 |
- ‘先生が学生たちを遊ばせた.’

- (24) 선생님_이 학생들_을 놀도록 하였다.
 Seonsaennim-i hagsaengdeul-eul nol-dolog ha-yeossda.
 先生-が 学生たち-を 遊ぶ-使役-過去
 ‘先生が学生たちを遊ばせた.’

上記の例 (23) (24) では、それぞれ使役主である「선생님 (seonsaennim ; 先生)」が被使役主である「학생들 (hagsaengdeul ; 学生たち)」に対して、「놀다 (nolda ; 遊ぶ)」という行為を行うように働きかけることを意味するが、それぞれの解釈においては、少し異なる点がある。それは、(23) の「-게 하(ge ha)-」の使役構文の場合は、使役主である「선생님 (seonsaennim ; 先生)」が被使役主である「학생들 (hagsaengdeul ; 学生たち)」の意志を無視し、「놀다 (nolda ; 遊ぶ)」という行為を強制的に遂行させることを意味するのが一般的な解釈であるのに対して、(24) の「-도록 하(dolog ha)-」構文の場合は、被使役主である「학생들 (hagsaengdeul ; 学生たち)」の意志が尊重され、解釈としても(23) の例のような<指示>としての意味よりも、<誘導>や<許可>などの被使役主の(事態成立に対する)意志や利益が含意された意味として解釈されるのがより自然である。このことは、それぞれの構文に登場する被使役主がどのような格標示とより共起しやすいかという先行研究における論証からも明らかである (서정수 1988: p42)。

- (25) a. 선생님_이 학생_{에게} 책_을 읽게 하였다.
 Seonsaennim-i hagsaeng-ege chaeg-eul ilg-ge ha-yeossda.
 先生-が 学生-に 本-を 読む-使役-過去
 ‘先生が学生に本を読ませた.’
- b. ??선생님_이 학생_이 책_을 읽게 하였다.
 Seonsaennim-i hagsaeng-i chaeg-eul ilg-ge ha-yeossda.
 先生-が 学生-が 本-を 読む-使役-過去
 ‘先生が学生が本を読ませた.’
- c. 선생님_이 학생_을 책_을 읽게 하였다.
 Seonsaennim-i hagsaeng-eul chaeg-eul ilg-ge ha-yeossda.
 先生-が 学生-を 本-を 読む-使役-過去
 ‘先生が学生を本を読ませた.’
- (26) a. 선생님_이 학생_{에게} 책_을 읽도록 하였다.
 Seonsaennim-i hagsaeng-ege chaeg-eul ilg-dolog ha-yeossda.
 先生-が 学生-に 本-を 読む-使役-過去
 ‘先生が学生に本を読ませた.’

b. 선생님 ^이	학생 ^이	책을	읽 ^{도록} 하였다.
Seonsaennim-i	hagsaeng-i	chaeg-eul	ilg-dolog ha-yeosda.
先生-が	学生-が	本-を	読む-使役-過去
‘先生が学生が本を読ませた。’			
c.??선생님이	학생을	책을	읽 ^{도록} 하였다.
Seonsaennim-i	hagsaeng-eul	chaeg-eul	ilg-dolog ha-yeosda.
先生-が	学生-を	本-を	読む-使役-過去
‘先生が学生を本を読ませた。’			

上記の例 (25) と (26) でも分かるように、「-게 하(ge ha)-」の場合は、被使役主に主格助詞「-이(i)」¹² が用いられると不自然な文になるのに対して、「-도록 하(dolog ha)-」の場合は、対格助詞「-을(eul)」¹³ が用いられると不自然になってしまう。これは、「-게 하(ge ha)-」の使役構文が「-도록 하(dolog ha)-」の構文よりも、被使役主に対する支配力（働きかけ）が強いことを意味し、(23) と (24) における<指示>と<許可>という解釈の差もこのような使役主の被使役主に対する働きかけの違いにその基因があると考えられる。

このように韓国語の使役構文の場合は、「-게(ge)」と「-도록(dolog)」といった副詞節連結語尾の交替が使役構文の意味の区別と深く関与している。これは、韓国語の「-게 하(ge ha)-」使役構文が日本語の「-(s)ase-」使役構文に比べ、構文的な面において日本語ほど文法化を成し遂げていないことから予測可能な現象である。つまり、韓国語の「-게 하(ge ha)-」使役構文の場合は「-게(ge)」と「-하(ha)-」の間に副詞的成分の挿入を許さないことなど、緊密性を有しながらも、「-게(ge)」と「-하(ha)-」がそれぞれ、文の成分としての独立性も維持しているため、他の形式との交替に因る意味の具体化を容易にするからである¹⁴。

4. 類型論研究への試みと意義

以上、日本語の使役構文における意味と構文の相互関係については、「補助動詞との共起」という観点から、韓国語の使役構文における意味と構文の相互関係については、「副詞節連結語尾の交替」という観点からそれぞれ考察を行った。

本章ではこのような日韓両言語の使役構文における意味と構文との相互関係を英語の使役構文と関連づけ、類型論研究への可能性を提示することにする。

まず、英語の使役構文における<指示>と<許可>の典型的な例をあげておく。

(27) John made Mary go home. (Instruction)

(28) John let Mary go home. (Permission)

上記の (27) (28) の例からも分かるように、英語の場合は使役動詞の交替という構文的手段によって使役構文の意味が具体化されることになる。また、Comrie (1981 [1989]) でも指摘しているように、従来の言語類型論における使役構文の分析では、英語のように、〈指示〉と〈許可〉などの意味の区分が使役動詞によって表される言語はむしろ稀であり、特に形態的使役が発達した言語においては、形態的使役の意味は殆どの場合、〈指示〉の意味と〈許可〉の意味を重ね持つ場合が多いという説明に留まっている。

しかし、このような分析に対して、本稿でいう「使役構文の意味と隣接する構文形式との共起関係」という新しい観点を導入することで、日本語の使役構文のような形態的使役をもつ言語においては、「補助動詞との共起関係」という構文的手段が、韓国語の使役構文のような分析的使役と形態的使役の中間的類型 (PURP タイプの使役構文) を持つ言語においては、意図や目的を表す「副詞節連結語尾の交替」という構文的手段が、それぞれの言語において、〈指示〉と〈許可〉のような使役構文の意味の区別に深く関与していることが指摘でき、このような使役構文における意味の区別がそれぞれの言語において異なる形式または手段によって実現されるという選択または類型の問題として処理することが可能になる。

5. おわりに

本稿では、日韓両言語の使役構文、特に日本語の「-(s)ase-」と韓国語の「-게 하(ge ha-)」を対象に、それぞれの言語における構文の意味と隣接する構文形式との共起関係という観点から考察を行った。その結果をまとめると次のようになる。

まず、日本語の使役構文における意味と構文の関わりについては、「補助動詞との共起」という構文の特徴が重要な役割を果たしていることが観察でき、韓国語の使役構文における意味と構文の関わりについては、「副詞節連結語尾の交替」という構文の特徴が意味の区別に用いられていることが確認できた。

また、本稿ではこのような日韓両言語の使役構文における意味と構文との相互関係を英語の使役構文と関連づけ、類型論研究への可能性を探った。

その結果、英語のような分析的使役をもつ言語においては、「使役動詞の区別」が、また、日本語のような形態的使役をもつ言語においては、「補助動詞との共起関係」という構文的手段が、最後に韓国語のような分析的使役と形態的使役の中間的類型 (PURP タイプの使役構文) を持つ言語においては、意図や目的を表す「副詞節連結語尾の交替」という構文的手段が、それぞれの言語における〈指示〉と〈許可〉のような使役構文の意味の区別に深く関与していることが指摘でき、このような使役構文における意味の区別がそれぞれの言語において異なる形式または手段によって実現されるという選択または類型の問題として処理することが可能になった。

しかし、本稿での主張は、日本語、韓国語といったごく限られた言語におけるデータ

から得られた結果であるため、このような使役構文の意味と構文的手段との相互関係をそのまま一般化するには問題があると思う。より多くの言語を対象にした詳細な分析は今後の課題としたい。

註

¹ • Comrie (1981 [1989])

	語彙的使役	形態的使役	分析的使役
日本語	sinu/korusu	-e, -as, -s, -se, -sase	*
韓国語	가다/보내다	-이(i)-, -히(hi)-, -리(li)-, -기(gi)-, -우(u)-, -구(gu)-, -추(chu)-	-게 하(ge ha)-

• Song (1996)

	COMPACT タイプ	PURP タイプ	AND タイプ
日本語	sinu/korusu -e, -as, -s, -se, -sase	*	*
韓国語	가다/보내다 -이(i)-, -히(hi)-, -리(li)-, -기(gi)-, -우(u)-, -구(gu)-, -추(chu)-	-게 하(ge ha)-	*

• Shibatani (1976)

	語彙的使役	生産的使役
日本語	sinu/korusu -e, -as, -s, -se	-sase
韓国語	가다/보내다 -이(i)-, -히(hi)-, -리(li)-, -기(gi)-, -우(u)-, -구(gu)-, -추(chu)-	-게 하(ge ha)-

[この表は、鄭 (2006: p104) の分析を著者が再構成したものである]

- ² 非典型的な使役構文である「因果関係の使役構文 (原因使役)」の場合、「被使役主」は「動作主」ではなく、「経験者」としての意味役割を果たす。このことを考えれば、使役構文における一般的な用語として、「被使役者」という用語がより適切かもしれない。しかし、本稿ではその考察対照を、有情性 (+animacy) を持つ使役主と被使役主に限定しているため、被使役者の動作主性 (agentivity) を尊重し、「被使役主」という用語を用いることにする。
- ³ このような格標示による意味の違いは韓国語の「-게 하(ge ha)」使役構文にも当てはまる現象である。
- ⁴ 山田 (2001b) では、「させてもらう」構文における使役主の非顕在について論じている。
- ⁵ 作品名の略称は論文末の一覧を参照。
- ⁶ このような「非迂言的使役構文 (Nonperiphrastic causative constructions)」の特徴については Song (2005b) を参照されたい。
- ⁷ 本稿でいう「使役主向け利益」、「被使役主向け利益」という概念は、権 (1994) の「利益收受」、「利益賦与」を参考にしたものである。

- 8 このような使役構文の意味・用法における連続性は、本稿における使役構文の意味・用法全般において一貫して維持される性質である。
- 9 「～てほしい」の品詞性を顧慮すれば、「補助動詞」という用語より、「補助用言」という用語を用いた方がより適切かもしれない。しかし、このような述語形式の詳細な分類は本稿の目的からは外れるので本稿ではこのような形式に対しても使役構文と共起する補助的手段という広い意味で、「補助動詞」という用語を適用することにする。
- 10 Song (1996) では、韓国語の「-게 하(ge ha)-」使役構文を意図タイプ (The PURP Type) の一種として分類している。
- 11 「-게 하(ge ha)-」使役構文における副詞節連結語尾「-게(ge)」の発達過程や「-도록 하(dolog ha)-」に対する使役構文としての認定の有無など、韓国語の使役構文における詳しい事情については、김성주 (2003)、김혜성 (1993)、서정수 (1988)などを参照されたい。
- 12 母音で終わる単語の次には「-가(ga)」が用いられる。
- 13 母音で終わる単語の次には「-를(reul)」が用いられる。
- 14 韓国語の使役構文の場合、軽動詞の「-하(ha)-」を本動詞の「만들 (mandeul ; 作る) -」に代えること（この場合、「指示」の意味が強調される）や日本語のように補助動詞と共起する場合など、いろいろな構文的手段を用いて使役構文の意味を明確にすることができる。このような韓国語の「-게 하(ge ha)-」使役構文の構文的手段の選択の問題は今後、稿を改めて詳しく論じたい。

参考文献

- 権勝林 (1994) 「使役文の意味・用法の分類」『日語日文学研究』24 韓国日語日文学会
- 佐藤里美 (1984) 「使役構文の文—人間の人間に対するはたらきかけを表現するばあい—」『ことばの科学』2 言語学研究会編 むぎ書房
- 佐藤里美 (1990) 「使役構文の文 (2) —因果関係を表現するばあい—」『ことばの科学』4 言語学研究会編 むぎ書房
- 鄭聖汝 (2006) 『韓日使役構文の機能的類型論研究—動詞基盤の文法から名詞基盤の文法へ—』シリーズ言語対象9 くろしお出版
- 全相律 (2012) 「現代日本語の使役構文とその意味—共起する構文的手段との関わりを通して—」東京大学大学院総合文化研究科言語情報科学専攻 修士学位論文
- 早津恵美子 (2004) 「使役表現」『朝倉日本語講座6 文法II』朝倉書店
- 山田敏弘 (2001a) 「日本語におけるベネファクティブの記述的研究 —～させてもらう— (1)」『日本語学』20-10 明治書院
- 山田敏弘 (2001b) 「日本語におけるベネファクティブの記述的研究 —～させてもらう— (2)」『日本語学』20-12 明治書院
- Comrie, Bernard. (1981 [1989]) *Language Universals and Linguistic Typology*. Oxford: Basil Blackwell.

- Hopper, Paul J. & Traugott, Elizabeth Closs. (1993) *Grammaticalization*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Langacker, Ronald W. (1977) Syntactic reanalysis. In Li, ed. 57-139
- Song, Jae jung. (1996) *Causatives and Causation: A Universal-Typological Perspective*. London and New York: Addison Wesley Longman.
- Song, Jae jung. (2005a) Chapter 110: Periphrastic Causative Constructions. *The World Atlas of Language Structures*. Oxford University Press.
- Song, Jae jung. (2005b) Chapter 111: Nonperiphrastic Causative Constructions. *The World Atlas of Language Structures*. Oxford University Press.
- Shibatani, Masayoshi. (1976) *Syntax and Semantics Vol.5: Japanese Generative Grammar*. New York: Academic Press.
- Shibatani, Masayoshi. (2002) The causative continuum. *The Grammar of Causation and Interpersonal Manipulation*. John Benjamins. 85-126
- Traugott, Elizabeth closs. (1980) Meaning-change in the development of grammatical markers. *Language Science* 2. 44-61
- 김성주 (2003) 『한국어의 사동』 한국문화사
- 김혜성 (1993) 「'-도록' 의 의미에 관한 연구」 『외국어로서의 한국어 교육 Vol.18』 연세대학교 언어연구교육원 한국어학당
- 남기심·고영근 (1985 [1993]) 『표준국어문법론』 탐출판사
- 서정수 (1988) 「어미 “게” 와 “도록” 의 대비 연구」 『외국어로서의 한국어 교육 Vol.13』 연세대학교 언어연구교육원 한국어학당

用例収集

- 小松江里子 2004 『元カレ』 講談社文庫 (元), 落合ゆかり 2006 『ハチミツとクローバー』 集英社, 金城一紀 2003 『GO』 講談社文庫 (GO), 益子昌一 2004 『指先の花』 小学館文庫 (指), Yoshi 2004 『もっと、生きたい…』 スターツ出版 (生), 天童荒太 1994 『孤独の歌声』 新潮文庫 (歌), 川上弘美 2006 『光って見えるもの』 中公文庫, 村上春樹 2000 『神の子どもたちはみな踊る』 中公文庫, 村上春樹 2001 『スプートニクの恋人』 中公文庫 (恋), 江国香織 1999 『冷静と情熱のあいだ Rosso』 角川文庫, 田辺聖子 1984 『ジョゼと虎と魚たち』 角川文庫, 本多孝好 2001 『MISSING』 双葉文庫.